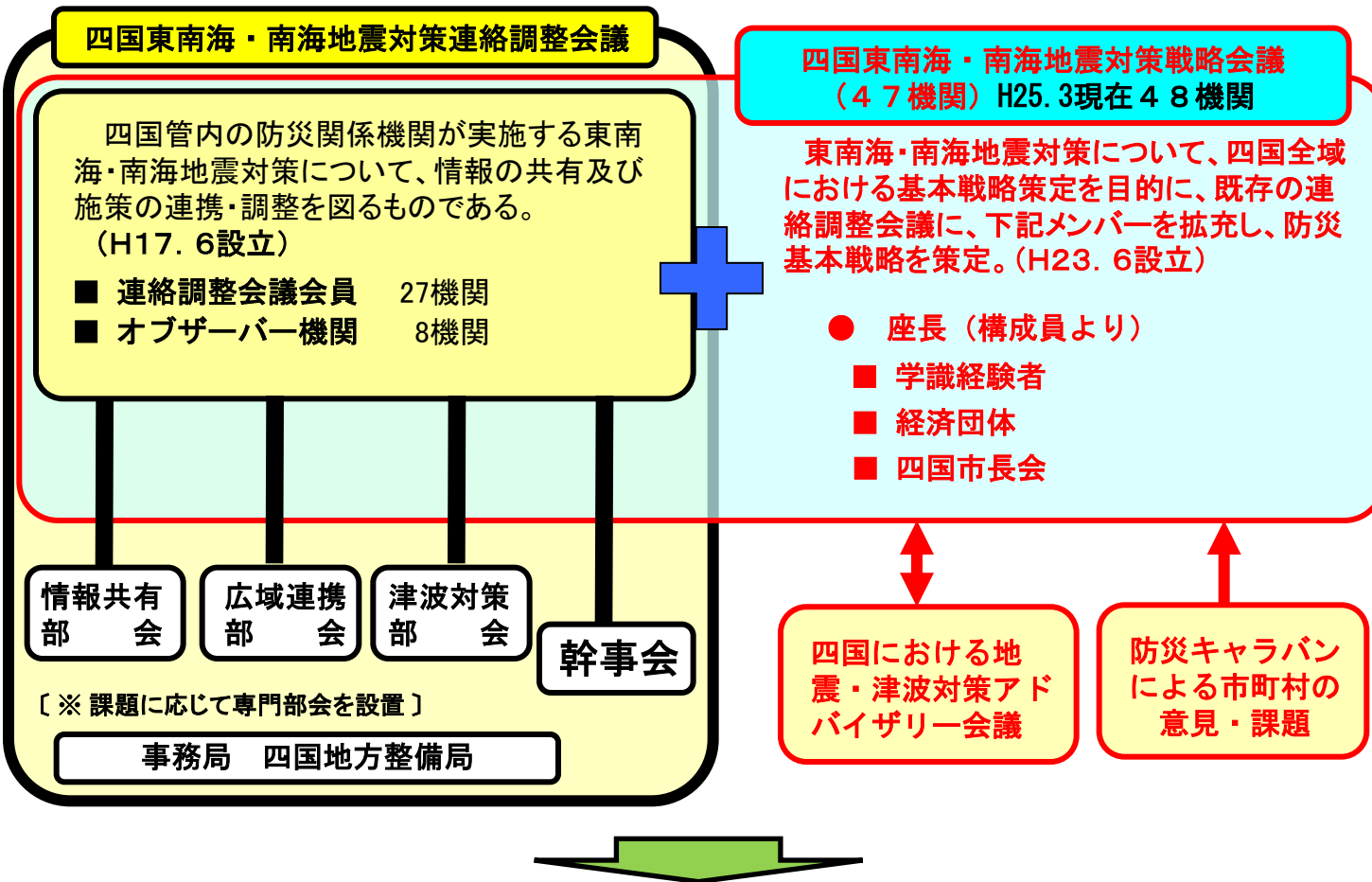


四国南海トラフ地震対策戦略会議(仮称)への改組

- 従来から「**四国東南海・南海地震対策連絡調整会議**」で防災関係機関と連携
- 東日本大震災を踏まえ、四国が一体となって対応するための「**四国地震防災基本戦略**」を策定するために調整会議を拡充し「**四国東南海・南海地震対策戦略会議**」を設立
- 南海トラフ巨大地震対策をより推進するため「**四国南海トラフ巨大地震対策戦略会議(仮称)**」に改組



- 【国の地方支分部局】20機関**
 四国管区警察局、四国総合通信局、四国財務局、高松国税局、四国厚生支局、中国四国農政局、林野庁四国森林管理局、四国経済産業局、原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、国土地理院四国地方測量部、気象庁大阪管区気象台、海上保安庁第五管区海上保安本部、海上保安庁第六管区海上保安本部、中国四国地方環境事務所、中国四国防衛局、陸上自衛隊第14旅団、海上自衛隊呉地方総監部
- 【地方公共団体】9機関**
 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県警察本部、香川県警察本部、愛媛県警察本部、高知県警察本部、四国市長会
- 【経済団体】2機関**
 四国経済連合会、四国商工会議所連合会
- 【学識経験者】6名**
 学識経験者
- 【その他の機関】11機関**
 全国消防長会四国支部、日本銀行高松支店、西日本高速道路(株)四国支社、四国電力(株)、四国旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)四国支店、西日本電信電話(株)四国事業本部、(株)NTTドコモ四国支社、(独)水資源機構吉野川局、四国ガス(株)、本州四国連絡高速道路(株)

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」へ移行

四国南海トラフ地震対策戦略会議 運営要領（案）

（目的）

第1条 四国地域では従来より、東南海・南海地震を想定した対策について関係機関が連携・協力して推進してきたところであるが、東日本大震災による甚大な被害とその教訓を踏まえて、四国地域の関係機関が共同で「四国地震防災基本戦略」を平成23年12月2日に策定し、政府においては、想定されうる最大規模の地震として南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの巨大地震の発生とそれによる被害想定を公表するとともに、四国4県でも独自に被害想定を検討・公表しており、関係機関がこれらに基づき対策を強化・推進しているところである。

一方、法的にも「南海トラフ地震対策特別措置法」が平成25年12月27日施行されたところであり、対策を強力に推進することが求められている。

以上の状況を踏まえ、南海トラフ地震への備えを関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくため、これまでの「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」及び「四国東南海・南海地震対策戦略会議」を改組し、四国南海トラフ地震対策戦略会議（以下、「本会議」という）を設置するものである。

（審議内容等）

第2条 本会議で審議する内容は以下の通りとする

- （1）四国地震防災基本戦略の推進に関すること。
- （2）四国地震防災基本戦略の見直しに関すること。
- （3）南海トラフ地震への対策に係る情報の共有及び施策の連携・調整に関すること。

（組織）

第3条 本会議は、別表に掲げる者を構成員として組織する。

（座長）

第4条 本会議に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長が構成員の中からその都度指名する座長代理がその職務を代理する。

（会議）

第5条 本会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 本会議には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。
- 3 本会議には、必要に応じ構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第6条 本会議については、公開とする。

- 2 本会議に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

（幹事会）

第7条 本会議に、実務的な検討を行うための幹事会を設ける。

- 2 幹事会には、必要に応じ幹事会構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

（専門部会）

第8条 本会議に、課題に応じて検討を行う専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、本会議の構成員の指名する者によって構成する。

（事務局）

第9条 本会議の事務局は四国地方整備局において処理するものとする。

(その他)

第10条 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議（平成17年6月9日設立）及び四国東南海・南海地震対策戦略会議（平成23年6月9日設立）は廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年3月18日から運用する。

別表（第3条関係）

警察庁 四国管区警察局長
総務省 四国総合通信局長
財務省 四国財務局長
財務省 国税庁高松国税局長
厚生労働省 四国厚生支局長
農林水産省 中国四国農政局長
農林水産省 林野庁四国森林管理局長
経済産業省 四国経済産業局長
経済産業省 中国四国産業保安監督部四国支部長
国土交通省 四国地方整備局長
国土交通省 四国運輸局長
国土交通省 大阪航空局長
国土交通省 国土地理院四国地方測量部長
国土交通省 気象庁高松地方気象台長
国土交通省 海上保安庁第五管区海上保安本部長
国土交通省 海上保安庁第六管区海上保安本部長
環境省 中国四国地方環境事務所長
防衛省 中国四国防衛局長
防衛省 陸上自衛隊第14旅団長
防衛省 海上自衛隊呉地方総監部幕僚長
徳島県 危機管理部長
香川県 危機管理総局長
愛媛県 県民環境部長
高知県 危機管理部長
徳島県 警察本部長
香川県 警察本部長
愛媛県 警察本部長
高知県 警察本部長
四国市長会長
四国経済連合会専務理事
四国商工会議所連合会常任幹事
四国旅客鉄道株式会社 相談役 梅原利之
徳島大学名誉教授 村上仁士
香川大学工学部教授 白木渡
愛媛大学名誉教授 柏谷増男
高知大学
香川大学名誉教授 井原健雄
全国消防長会 四国支部長
日本銀行 高松支店 支店長
西日本高速道路(株) 四国支社長
四国電力(株) 総務部 渉外・危機管理グループリーダー
四国旅客鉄道(株) 鉄道事業本部安全推進室長
日本貨物鉄道(株) 四国支店 企画課長
西日本電信電話(株) 四国事業本部 設備部 部門長
(株)NTT ドコモ四国支社長
(独)水資源機構吉野川局長
四国ガス(株) 常務取締役執行役員
本州四国連絡高速道路(株) 鳴門管理センター 所長

四国東南海・南海地震対策連絡調整会議 運営要領（改定案）

第1条（目的）

四国東南海・南海地震対策連絡調整会議（以下、「本会議」という）は、広域同時多発災害である東南海・南海地震対策の効果的推進を図るため、四国管内の国の地方出先機関と四国4県が実施する東南海・南海地震対策について、情報の共有及び施策の連携、調整を行うことを目的とする。

第2条（構成）

本会議は、下記の者をもって構成する。

また、会員の同意により新たな会員を追加することができる。

四国管区警察局長、四国総合通信局長、四国財務局長、国税庁高松国税局長、四国厚生支局長、中国四国農政局長、林野庁四国森林管理局長、四国経済産業局長、原子力安全・保安院中国四国産業保安監督部四国支部長、四国地方整備局長、四国運輸局長、大阪航空局長、国土地理院四国地方測量部長、気象庁高松地方气象台長、海上保安庁第五管区海上保安本部長、海上保安庁第六管区海上保安本部長、中国四国地方環境事務所高松事務所長、陸上自衛隊第14旅団長、海上自衛隊呉地方総監部幕僚長、徳島県危機管理部長、香川県防災局長、愛媛県県民環境部長、高知県危機管理部長、徳島県警察本部長、香川県警察本部長、愛媛県警察本部長、高知県警察本部長

2. 本会議は、必要に応じ会員以外の関係者の出席を求めることができる。

第3条（専門部会・幹事会）

本会議に、課題に応じて検討を行う専門部会を置くことができる。

また、幹事会を置く。

なお、専門部会及び幹事会は、会員の指名する者をもって構成する。

第4条（事務局）

本会議の事務は、四国地方整備局において処理するものとする。

この運営要領は、平成17年6月9日から運用する。

- ・平成19年1月25日 一部改正。
- ・平成19年3月9日 一部改正。
- ・平成19年4月1日 一部改正。
- ・平成19年5月28日 一部改正。
- ・平成20年4月1日 一部改正。
- ・平成22年4月1日 一部改正。
- ・平成26年3月18日 廃止（「四国南海トラフ地震対策戦略会議」に移行）

四国東南海・南海地震対策戦略会議 運営要領（改定案）

（目的）

第1条 四国東南海・南海地震対策戦略会議（以下、「本会議」という）は、平成23年3月11日の東日本大震災を踏まえ、四国が一体となって取り組むべき施策や各機関が重点的に取り組むべき施策等について、国・県等の行政機関、学識経験者、経済界等幅広い分野の方々の参加の下、四国地方における東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対する地震防災基本戦略を取りまとめることを目的とする。

（組織）

第2条 本会議は、別表に掲げる者を構成員として組織する。

（座長）

第3条 本会議に座長及び座長代理を置く。

2 座長は、構成員の互選により選出する。

3 座長は、本会議を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、座長が構成員の中からその都度指名する座長代理がその職務を代理する。

（会議）

第4条 本会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 本会議には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。

（会議の公開）

第5条 本会議については、公開とする。

2 本会議に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

（幹事会）

第6条 本会議に、実務的な検討を行うための幹事会を設ける。

2 幹事会は、既存の東南海・南海地震対策連絡調整会議幹事会の構成員の他、必要に応じて、本会議の参加構成員等を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

（設置期間）

第7条 本会議の設置期間は、中央防災会議における最終報告を踏まえた、四国地震防災基本戦略の見直しに関する事項が終了するまでの間とする。

（事務局）

第8条 本会議の事務局は四国地方整備局において処理するものとする。

附則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成23年6月9日から運用する。

・平成23年 7月15日 一部改正

・平成23年11月22日 一部改正

・平成25年 3月25日 一部改正

・平成25年10月 1日 一部改正

・平成26年 3月18日 廃止（「四国南海トラフ地震対策戦略会議」に移行）

別表（第2条関係）

警察庁 四国管区警察局長
総務省 四国総合通信局長
財務省 四国財務局長
財務省 国税庁高松国税局長
厚生労働省 四国厚生支局長
農林水産省 中国四国農政局長
農林水産省 林野庁四国森林管理局長
経済産業省 四国経済産業局長
経済産業省 中国四国産業保安監督部四国支部長
国土交通省 四国地方整備局長
国土交通省 四国運輸局長
国土交通省 大阪航空局長
国土交通省 国土地理院四国地方測量部長
国土交通省 気象庁高松地方气象台長
国土交通省 海上保安庁第五管区海上保安本部長
国土交通省 海上保安庁第六管区海上保安本部長
環境省 中国四国地方環境事務所長
防衛省 中国四国防衛局長
防衛省 陸上自衛隊第14旅団長
防衛省 海上自衛隊呉地方総監部幕僚長
徳島県 危機管理部長
香川県 危機管理総局長
愛媛県 県民環境部長
高知県 危機管理部長
徳島県 警察本部長
香川県 警察本部長
愛媛県 警察本部長
高知県 警察本部長
四国市長会長
四国経済連合会専務理事
四国商工会議所連合会常任幹事
四国旅客鉄道株式会社 相談役 梅原利之
徳島大学名誉教授 村上仁士
香川大学工学部教授 白木渡
愛媛大学名誉教授 柏谷増男
高知大学農学部教授 大年邦雄
香川大学名誉教授 井原健雄
全国消防長会 四国支部長
日本銀行 高松支店 総務課長
西日本高速道路(株) 四国支社長
四国電力(株) 総務部 渉外・危機管理グループリーダー
四国旅客鉄道(株) 鉄道事業本部安全推進室長
日本貨物鉄道(株) 四国支店 企画課長
西日本電信電話(株) 四国事業本部 設備部担当部長
(株)NTT ドコモ四国支社長
(独)水資源機構吉野川局長
四国ガス(株) 常務取締役執行役員
本州四国連絡高速道路(株) 鳴門管理センター 所長